

発注情報詳細（調査委託等）

公表日	令和元年10月15日（火）	契約番号	5030	
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）			
委託名	福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託			
履行場所	横浜市中区福富町西通2番地ほか			
履行期間	契約締結日から令和2年1月20日（月）まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び 同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>② 入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③ 令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア- 建築基準法第12条4項防火設備点検業務実績又は防火シャッター等保守点検実績。（元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和元年10月28日（月）FAXにて発送			
設計図書の見覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和元年10月24日（木） 午後3時まで	申込方法	<p>①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係</p>
質問	締切日時	令和元年10月18日（金） 正午まで		
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和元年10月21日（月） 午後1時		
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札及び開札時間	令和元年11月1日（金）	午後3時より		
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7	横浜平和ビル8階	会議室	
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない	
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和元年10月 提出

常務

部長

課長

係長

課員

設計

委 託 設 計 書

件 名 福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託

場 所 横浜市中区福富町西通2番地ほか

金 円

履行期限 令和2年1月20日

備考

福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
定期点検等調査		1	式			
合 計						
消費税等相当額	消費税 10%	1	式			
委託費						

福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査						
基準法第12条防火設備点検		1	式			
計						

福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
基準法第12条防火設備点検						
防火設備点検	点検対象台数5～14台(昼間-1日点検)	1	か所			ポートサイド
〃	点検対象台数15～29台(昼間-2日点検)	2	か所			福富町西公園馬車道
〃	点検対象台数5～14台(夜間-1日点検)	2	か所			日本大通り伊勢佐木長者町
〃	点検対象台数15～29台(夜間-2日点検)	1	か所			山下町
安全対策費(点検時の車両誘導)	誘導員B 2人/1日(昼間)	5	日			
〃	誘導員B 2人/1日(夜間)	4	日			
小計						

令和元年度 公共建築物点検委託仕様書

1 委託名

福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検調査委託

2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

3 対象施設

別紙1「対象施設防火設備台帳」による。

4 履行期限

契約締結日から 令和2年1月20日 までとする。

5 業務内容

12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という。）について点検を行う。

6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり（公財）横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）から貸与する資料は次のとおり。

ア 施設図面

イ 前回報告書

(2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

7 事前準備及び事前調査

(1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬を防ぐために次のことを行う。

ア 保全公社貸与資料、対象施設防火設備台帳（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、台数等を事前に確認する。

イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴要請する直近消防設備点検者連絡先^{*1}、施設で実施している関連機器の保守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。（※1.保全公社と協議の上、自前での委託消防点検者、或いは、自社での炙り、火報盤操作等は、受託者の責任において行うこともできる。）

- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

8 現地調査（前7(1)イで確認済みの内容を再確認する）

- (1) 施設管理者へのヒアリング
施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。
ヒアリングでの内容は、別添ヒアリング票に記載する。
- (2) 各種点検報告書等の確認
施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。
点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。
- (3) 点検の実施
前二項を踏まえ、実施要領（別紙2）に従い実施する。
- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に関しても簡易な調整等で改善可能であればこれを行う。
- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障をきたす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。
- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。

10 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障があ

る状態を記録し、対応等を報告書内に記載する。

ア 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）

イ 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合

ウ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

1 1 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 7 日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、点検者の資格証明書写し、工程表等)を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 点検日が決定次第、担当点検者を保全公社所定の様式に記載し、随時保全公社担当へ点検実施予定日 7 日前までに提出する。提出のない場合は点検を実施することは出来ない。

1 2 成果品の提出

報告書成果品を次のとおりまとめる。

- (1) データのフォルダー、エクセルファイル構成について
防火設備点検 → 2019_防火設備_〇〇〇駐車場
- (2) 1 ファイルあたりの上限データサイズは 5MB/ファイル程度とする。上限データサイズを超える場合は、理由を報告すること。
- (3) 上記報告書を電子媒体 (CD-R) にて、保全公社用、本市提出用(同控え)の計 3 枚を提出する。

1 3 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

1 4 添付資料

- (1) 対象施設防火設備台帳 (別紙 1)
- (2) 12 条点検実施要領 (別紙 2)

令和元年度 福富町西公園地下駐車場ほか5か所防火設備定期点検委託
対象施設防火設備台帳

NO	施設名	所在区	防火シャッター(台)	ヒューズ付防火シャッター(台)	防火戸(台)	ヒューズ付防火戸(台)	防火スクリーン(台)	合計(台)	点検
1	福富町西公園地下駐車場	中	3	0	19	0	0	22	昼間
2	ポートサイド地下駐車場	神奈川	6	0	6	0	0	12	昼間
3	馬車道地下駐車場	中	21	0	7	0	0	28	昼間
4	山下町地下駐車場	中	9	0	10	0	0	19	夜間
5	日本大通り地下駐車場	中	2	0	3	0	0	5	夜間
6	伊勢佐木長者町地下駐車場	中	4	0	7	0	0	11	夜間

1. 安全対策(点検時の車両誘導)として、2人/1日を常駐のこと。
2. 消防設備担当は2人以上であること。
3. 防火設備5~14台:1日での点検、15~29台2日での点検を想定。

12 条点検実施要領

1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）点検を行う。

2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 建築基準法第 12 条に規定する一級建築士又は、二級建築士
- イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号
- イ その他 「調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県内 13 特定行政庁」を原則とする。

4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 7 事前準備（1）にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。

12条点検 点検表(防火設備)

点検者情報			
	氏名	所属又は勤務先	資格
代表となる点検者			
その他の点検者			
その他の点検者			

建物基礎情報			
建物名称			
建物所在地			
施設番号		棟番号	
建物構造		建物階数	地上 階、地下 階
建物延べ面積	m ²	竣工年度	年
防火設備の概要	<input type="checkbox"/> 防火扉(台) <input type="checkbox"/> 防火シャッター(台) <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン(台) <input type="checkbox"/> ドレンチャージャー(台) <input type="checkbox"/> その他(: 台)		

不具合等の状況							
番号	修理・更新	改修費100万円以上	点検部位名称	不具合の場所	状 況	対 策 等	写真No
							2
							3

特記事項
1

点検表

建物名称:

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
1 防火扉					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
2 防火シャッター					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		
(3)			スプロケットの設置の状況		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
3 耐火クロススクリーン					
(1)	耐火 クロス スクリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(18)			容量の状況		
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備					
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)		自動作動装置	設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

写真帳

建物名称:

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図(防火設備位置図)

建物名称		No.	
------	--	-----	--

防火設備一覧表

符号	防火設備	サイズ		感知器種別	連動制御器 設置場所	危害防止装置の有無 (S・SCのみ)	開閉機の種別 (S・SCのみ)	製造メーカー	備考
		W	H						

※感知器の種別は「熱」「煙」「ヒューズ」など
 ※危害防止装置の有無及び開閉器の種別は「防火シャッター」「耐火クロススクリーン」に限る
 ※開閉器の種別は「電動式」「手動式(上部開閉式)」「手動式(下部開閉式)」「手動式(フック開閉式)」から選択

防火設備点検表 測定データ

建物名称

1 防火戸					
(4)	危害防止装置	運動エネルギー ※1	(J)	閉鎖力	(N)
(12)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
2 防火シャッター					
(12)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(14)	危害防止装置	運動エネルギー※3	(J)	停止距離	(cm)
(22)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
3 耐火クロススクリーン					
(9)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(11)	危害防止装置(巻取り式)	運動エネルギー※4	(J)	停止距離	(cm)
	危害防止装置(バランス式)	運動エネルギー※4	(J)	閉鎖力	(N)
(18)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		

※1 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2M(1/T)^2$

M: 扉の質量(40kg/m²) V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※2 回路電圧計

予備電源試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計で電圧を確認

回路電圧計がない場合は、回路電圧灯の点灯を確認

※3 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: シャッター部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※4 運動エネルギー = $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: カーテン部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

【参照】

定期報告制度に係る調査・検査方法、判定基準の解説(防火設備)

平成29年1月 神奈川県内13特定行政庁

